

(電子メール施行)

平成30年(2018年)1月11日

一般社団法人
姫路薬剤師会 会長 様

姫路市保健所長 田所 昌也

偽造医薬品の流通防止に係る省令改正に関するQ & Aについて

平素より本市の保健衛生業務に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

「医薬品医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」、「薬局等構造設備規則の一部を改正する省令」及び「薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令の一部を改正する省令」が平成29年10月5日に交付され、平成30年1月31日(一部同年7月31日)に施行されます。

これらの改正の趣旨、内容等について、別添のとおり、厚生労働省がQ & Aをとりまとめましたので、貴会会員機関へ周知していただきますようお願い申し上げます。

(担当)

〒670-8530

姫路市坂田町3番地

姫路市保健所 総務課 松岡

TEL : 079-289-1631

FAX : 079-289-0210

E-mail: hokensho-iyaku@city.himeji.lg.jp